

第3期草津市発達障害者等支援システムの推進に向けた行動指針の概要

対象者と支援の概況や関連法案について

第3期行動指針の対象は、児童福祉法の障害児、発達障害者支援法の発達障害者およびこれらの障害の疑いのある方です。近年の傾向として支援を必要とする方が増加しているとともに、その状態像や支援ニーズが多様化していることから、関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行うことが重要になっています。児童福祉法では児童発達支援センター（草津市発達支援センター）が地域の障害児支援の中核的役割を担うことが期待されています。また、発達障害者支援法では医療、保健、福祉、教育、労働等に関する関係機関の連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとされています。

主要な課題

○ライフステージに応じた本人支援

- ・障害児相談支援事業所の新規開設を進めるとともに障害児通所支援の利用等にかかる相談体制を整えることが必要です。
- ・個別の支援計画を活用しながら義務教育終了後の学校連携を進めます。
- ・発達障害等の特性の理解や支援について啓発の充実に努めます。

○家族等養護者の支援

- ・児童発達支援（療育）や相談において保護者支援に取り組むとともに、子育て支援や障害福祉サービスの充実を図ります。

○保育・教育・通所支援事業所への支援

- ・保育所、学校、通所支援事業所等への助言や研修を充実し、各機関において障害のある子どもの理解を進め、質の高い支援が求められています。

○サービス体系充実に係るネットワーク

- ・児童発達支援センター（草津市発達支援センター）の機能を強化し、地域の関係機関との連携を進め、障害のある子どもと家族に対する専門的、包括的な支援の提供に取り組みます。

発達支援システムの展開

【推進体制】草津市発達障害者等支援システム推進協議会

【ライフステージに応じた本人支援】

- ・早期発見・早期発達支援
- ・切れ目のない相談・支援のため関係機関との連携を推進
- ・義務教育終了後の学校連携や就労等の支援
- ・権利利益の擁護

【家族等養護者の支援】

- ・家族支援の充実
- ・子育て支援や障害福祉サービスの充実

【保育・教育・通所支援事業所への支援】

- ・保育・教育・通所支援事業所に対する助言や研修の充実
- ・インクルーシブ保育・教育の推進

【サービス体系充実に係るネットワーク】

- ・発達障害者等支援の中核機能の充実
- ・児童発達支援センターの機能強化

保健・医療・福祉・教育・就労等の連携強化

セルフヘルプネットワークの形成を促進

調査・研究・開発に係る体制の整備

草津市発達障害者等支援システムが目指す姿

